

令和8年8月吉日

ご利用者様・ご家族の皆様

介護老人保健施設かけはし  
施設長 内海 仁司

## 職員のマスク着用ルール一部見直しと 面会・通所時におけるマスク着用継続について（お願い）

平素より当施設ならびに通所リハビリテーション（デイケア）の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当法人グループ内の北斗病院および北斗クリニックにおいては、令和8年8月17日より外来エリアのマスク着用ルールを「個人の判断」とする緩和方針へと移行いたしました。

これに準じ、当施設および通所リハビリテーションにおきましても、重症化リスクの高いご利用者様の安全確保を最優先としつつ、「お互いの豊かな表情（笑顔）が見えるケアによる安心感・品質向上」および「高気温時の職員の熱中症予防」を両立するため、令和8年8月31日（月）より、職員のマスク着用ルールを下記の通り一部見直し、場面・エリアに応じた運用を開始いたします。

### 1. 職員のマスク着用ルール（変更内容）

これまでの「常時着用義務」を廃止し、直接の身体介助が発生しないエリアや場面では、個人の判断による非着用を許容いたします。一方、生活・療養エリアや直接介助の場面では、これまで通り着用を徹底いたします。

| 区分                 | 具体的な対象エリア・状況                                                                                                                                   | 職員の着用ルール          |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 緩和場面<br>（個人の判断）    | ・ 事務室、相談室、宿直室、職員会議室、休憩室等でのデスクワーク・非対面業務<br>・ 受付、玄関ロビー（直接の介助を伴わない場面）<br>・ 通所リハ（デイケア）のデイルーム、リハビリ実施エリア、食堂等<br>（※直接介助や2m以内の至近距離での個別リハ等の密接対応を行わない場面） | 個人の判断<br>（非着用を許容） |
| 着用維持<br>（これまで通り着用） | ・ 入所ご利用者様の居住・生活スペース（居室、共同生活スペース、食堂など）<br>・ 直接の身体介助（食事、排泄、更衣介助など至近距離での対応）時<br>・ 個別リハビリテーション実施時（通所リハにおける個別密接リハを含む）                               | 着用を継続<br>（着用必須）   |
| 入浴介助時<br>（非着用を推奨）  | ・ 浴室での入浴介助時、およびそれに付随する更衣介助時<br>※極度の高温多湿環境下となるため、熱中症・脱水予防を最優先し、原則としてマスク非着用といたします。                                                               | 原則非着用<br>（着用免除）   |

## 2. ご家族・ご面会者様・通所ご利用の皆様へのお願い

法人グループの北斗病院では、入院患者様への感染防御のため、「2階以上の療養エリア」での面会者へのマスク着用を引き続き厳格に義務付けております。

当施設におきましても、ご利用者様が共同で生活を営む居住フロアや、通所リハビリテーションのデイルーム等は、病院の「療養エリア」と同様に感染リスクを極めて低く抑える必要がある重要エリアに該当いたします。

### 【重要】ご来所の際は不織布マスクの着用をお願いいたします

施設内へのウイルス持ち込みを防ぎ、重症化リスクの高いご利用者様の安全と健康を守るため、「施設へのご入館時」「ご面会時」「共同エリアへの立ち入り」「通所リハ送迎時の付き添い等」の際には、引き続き不織布マスクを常時着用いただきますよう、強くお願い申し上げます。

## 3. 状況に応じた「動的なマスク着用再開」ルールについて

本ルールは「平時」を想定したものであり、感染症のリスク変動等に応じて動的にコントロールします。以下に該当する場合には、職員の個人の判断による着用緩和を即時に停止し、全員が不織布マスクを常時着用する「着用強化フェーズ（義務化）」へと直ちに切り替えます。

- 当施設内（同一フロア、同一ユニット、通所リハ等）において、ご利用者様または職員に1名以上の感染疑い・確定者が発生した場合
- 地域においてインフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症の警報・流行注意が発令された場合
- その他、当施設の管理医師または感染対策委員会が必要と判断した場合

職員一同、お互いの顔が見える心の通った温かいケアと、安全な感染防止対策の両立に全力で取り組んでまいります。手洗い、手指消毒、効果的な換気等の基本的感染対策はこれまで通り継続いたします。何卒、皆様の深いご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。